

金沢大学附属病院における院内感染対策の指針

1. 院内感染対策に対する基本的な考え方

院内感染の発生を未然に防止し、発症した感染症を早期に制圧することを基本とする。特にアウトブレイクが発生した場合は、嚴重かつ迅速に対応する。感染予防と感染症の制圧のために、感染制御部および感染制御チーム(ICT)は、病棟巡視、現場への介入、サーベイランス、教育などを行う。病院長は、感染対策の効果的遂行に責任を持つ。

2. 院内感染対策のための委員会に関する基本的事項

病院長を委員長とする院内感染防止対策委員会を設ける。委員会では、感染制御部から感染症の動向および感染対策上の問題点、抗菌薬使用状況等についての報告を受け、助言と支援を行うとともに、具体的な感染対策を決定する。委員会は毎月1回定期的に開催するが、必要に応じて臨時の委員会を開催する。

3. 院内のすべての従業者に対する院内感染対策のための研修に関する基本方針

院内のすべての従業者が、標準予防策や手指衛生などの重要性を認識し、感染対策が実践できるように指導する。感染制御部は、感染対策及び抗菌薬適正使用に関する研修ないし講習を4月の新規採用時とその後年2回以上行う。年度途中採用職員に対しては、採用時オリエンテーションとして研修を行う。基本的な感染対策手技をいつでも習得できる環境を整える。必要な場合は、臨時の研修を実施する。なお、研修の開催結果や参加状況について記録を残すこととする。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) 感染対策上重要な菌種(MRSA、多剤耐性緑膿菌、結核菌など)の検出状況は、感染管理支援システム(ICTWeb)でいつでも閲覧できるようにする。
- 2) 感染症の発生状況を病棟毎に作成し、月2回程度感染制御部メンバー、感染制御担当者(ICM)に報告する。また、月2回開催されるICT会議で発生状況について協議し、その結果を毎月1回定期的に開催される院内感染防止対策委員会に報告する。
- 3) 感染対策に必要な情報を「感染対策ニュース」として配布するとともに、ICTWeb と病院業務支援ホームページからいつでも閲覧できるようにする。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 院内感染発生時には、感染制御部で経過をモニターし、感染対策および感染症の治療について助言を行う。アウトブレイク発生時には、迅速に原因究明と感染拡大の防止に取り組む。必要に応じて汚染区域や清潔区域のゾーニングを指導する。
- 2) 病原菌の同定と報告を迅速に行い、感染症の早期治療と感染の伝播防止に努める。

- 3) 届出義務がある原因微生物が分離された場合には、検査担当者は直ちに上司に報告するとともに主治医、感染制御部、当該病棟師長に連絡する。感染拡大の防止のため、感染制御部メンバーは当該現場職員に適切な指示と指導を行う。必要に応じて臨時の院内感染防止対策委員会を召集し、感染対策を協議する。
 - 4) 針刺し・切創や皮膚粘膜曝露などの職業感染が発生した場合には、速やかに局所処置の後、感染制御部と総務課労務係に報告する。感染制御部は原因を分析した上で再発防止策を講じ、職員に周知する。
6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 当該指針を、掲示板に掲示するとともに、ホームページに掲載し、いつでも閲覧できるようにする。
7. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針
- 1) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)を組織し、微生物検査の結果等を基に、抗菌薬の適正使用を推進する。
 - 2) 月2回開催されるAST会議で抗菌薬使用状況等について協議し、その結果を毎月1回定期的に開催される院内感染防止対策委員会に報告する。
 - 3) 広域スペクトラム抗菌薬、抗MRSA薬等の使用に際し、投与症例を把握するため、許可制および届出制をとる。
 - 4) 感染症診療に関してコンサルテーション依頼を受け付ける。
8. 院内感染対策の推進のために必要なその他の基本方針
- 1) 院内感染対策の指針を年に1回見直し、必要に応じて更新を行う。
 - 2) 院内感染対策マニュアル及び抗菌薬適正使用マニュアルを定期的に見直し、周知徹底をはかる。
 - 3) ワクチン接種などにより従業者への職業感染を予防する。
 - 4) 保健所及び医師会や地域の医療機関等と連携し、合同でカンファレンスを行うとともに地域の感染対策の啓発と感染対策情報の収集に取り組む。
 - 5) 厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)、感染対策連携共通プラットフォーム(J-SIPHE)、国公立大学附属病院感染対策協議会等のサーベイランスに参加し、院内感染発生率等に関する情報を分析、評価し、効率的な感染対策に役立てる。
 - 6) エビデンスの確立された最も費用対効果のある感染対策の実践に心がける。

平成 19 年 10 月 26 日制定

平成 21 年 1 月 23 日改訂

平成 23 年 3 月 25 日改訂

平成 25 年 3 月 22 日改訂

平成 26 年 3 月 18 日改訂

平成 30 年 6 月 20 日改訂

平成 30 年 12 月 19 日改訂

令和 5 年 8 月 16 日改訂